

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公益財団法人長野県暴力追放県民センター（以下「暴迫センター」と記載）の定款に定める「広報啓発事業」「協力支援事業」「暴力相談事業」「離脱者援助事業」「受託事業（責任者講習）」「被害者保護救済事業」等各種事業に基づき、暴力団等反社会的勢力に対する暴力追放意識の高揚を図り、暴力のない安全で住み良い社会づくりを促進するため、県民の理解と協力の下に次のとおり各種事業を推進した。

1 広報啓発事業

(1) 暴力追放長野県民大会の開催

県民に広く暴力追放意識の高揚を図るため、「第32回暴力追放長野県民大会」を長野県弁護士会、県警、長野市と共催して開催した。

ア 開催日時

10月29日（火）午後1時から午後3時30分まで

イ 開催場所

長野市 「ホクト文化ホール」（長野県県民文化会館）

ウ 演題・講師 「工藤會壊滅作戦～その作戦から学ぶものとは～」

（公財）福岡県暴力追放運動推進センター

専務理事 尾上 芳信 氏

エ 参加人員

約700名

(2) 「安全・安心な長野県づくり」特別講演会の開催

暴力団のいない安全・安心で住み良い社会をつくるため、「『安全・安心な長野県づくり』特別講演会」を長野県経営者協会と共催して開催した。

ア 開催日時 2月6日（木）午後2時50分から午後4時30分まで

イ 開催場所 長野市 「ホテル犀北館」

ウ 演題・講師 ・「反社会的勢力からの被害にあわないために」

長野県弁護士会会長 弁護士 山崎 勝巳 氏

・「組織犯罪の現状と対策について」

長野県警察本部長 鈴木 達也 氏

(3) 広報啓発活動の推進

暴迫センターホームページ及び広報資料の作成配布等により、暴迫センターの存在と事業内容を広く県民に広報するとともに、暴力団対策法及び

長野県暴力団排除条例の一層の普及浸透、並びに暴力団等反社会的勢力追放の気運醸成を図るための広報啓発活動を積極的に展開した。

ア ホームページの随時更新による充実

- (ア) 暴迫センターの概要と事業内容の紹介
- (イ) 暴力団等反社会的勢力の情勢と対策の紹介
- (ウ) 暴力団等反社会的勢力に関する相談・意見要望の受理
- (エ) 暴力団追放ポスター及び標語の募集
- (オ) タイムリーな暴力団等反社会的勢力関係の情報提供
インターネットアクセス件数 7, 269 件
(うち賛助会員専用ページアクセス件数 1, 956 件)
- (カ) 顧問弁護士による身近な法律相談の発信 3件

イ 暴力団追放ポスター、暴力団追放標語の公募と掲出等

広く暴力団追放意識の高揚を図るため、公募したポスターと標語の入選作品を暴力追放長野県民大会や県庁玄関ホール等において掲出するとともに、暴迫センターの会報等に掲載配布するなどの広報をした。

ウ 暴迫広報用Goods及び資料等の作成配布

- ポケットティッシュ 作成数 14, 000 個
 - 付箋 作成数 7, 000 個
 - 暴排ポスター 作成数 2, 500 枚
 - 絆創膏(暴迫ポスター・標語掲載) 作成数 4, 000 個
 - 綿棒(高校書道部作成作品掲載) 作成数 2, 000 個
 - メモ帳 作成数 5, 000 部
 - 早見シート 作成数 3, 000 部
 - 暴力団追放ステッカー(事業所用) 作成数 2, 000 部
 - 暴力団追放ステッカー(店舗用) 作成数 1, 000 部
 - 社会復帰対策協議会講演資料 作成数 1, 000 部
- を作成し、各種会議・イベントや責任者講習受講者、賛助会員等に配布した。

(4) 広報誌等の刊行

暴迫センターの活動状況、事業内容等を紹介したパンフレット、会報を作成し、関係機関等に配布した。

ア 広報誌

- 会報「暴迫ながの第35号」 作成数 1, 000 部
- パンフレット「事業所紹介」 作成数 3, 000 部

イ 配布先

- 各種講演会、暴排協議会等参加者
- 暴力追放住民大会等参加者

- 不当要求防止責任者講習受講者
- 賛助会員 等

(5) 表彰の実施

暴力追放長野県民大会において、暴力追放活動功労者・団体及びセンター活動支援者・団体、暴力団追放ポスター・標語の入選者を発表・表彰し、県民の暴力追放意識の高揚促進を図った。

ア 暴迫功労表彰

- 団体 長野商店会連合会
木曽郡防犯協会連合会ゴルフ場防犯部会
- 個人 山田 直哉 氏（弁護士）
赤羽 孝太 氏（一般社団法人代表理事）
- 感謝状 中條 智子 氏（長野県連合婦人会顧問）

イ 暴力団追放ポスター・標語の公募入選者表彰

- 暴力団追放ポスター 3 名
- 暴力団追放標語 3 名

2 協力支援事業

(1) 暴力追放住民大会への講師派遣等

地域・職域で結成された組織が開催する暴力追放大会等に講師を派遣、又は資料提供を実施した。

- 大町市暴力追放・交通安全推進市民大会等への講師派遣等 2 件
- 駒ヶ根市交通安全・暴力追放市民大会等への資料提供等 4 件

(2) 不当要求に対する対応要領に関する講話等の実施

企業・団体等からの要請を受けて講師を派遣し、暴力団等反社会的勢力からの不当要求に対する被害防止を図るための具体的対応要領についての講話等を実施した。

- 県共済団体暴力団等対策連絡協議会構成団体役職員研修会等 3 回

(3) 各種暴力団排除協議会等への積極的な参加による支援

招待される暴力団排除等を目的に結成されている各種協議会等の活性化に向け、積極的に参加して支援した。

- 長野県公益企業等暴力対策協議会
- 長野県生保警察連絡協議会 等 13 回

(4) 関係団体等への積極的な参加による支援

暴迫センター役職員が委嘱されている各種団体等が開催する会議に積極

的に参加して、暴排意識の高揚を図るための支援を行った。

- 長野県遊技業協同組合
- 長野県損保防犯対策協議会 等 8 回

(5) 少年を暴力団から守るための活動

県警と協力して、「少年を暴力団から守るために」と題したリーフレットを活用し、少年指導委員や教育委員会等関係機関が、少年が暴力団の誘惑や被害に遭わないための有効な対策が取れるように講話や資料提供による支援をした。

- 少年指導委員研修会 4 回

(6) 各種団体・企業等への積極的な働き掛け

あらゆる機会を利用して、各種団体・企業等を個別訪問し、暴排意識の高揚を図るための働き掛けを行った。

- 訪問回数 57 回

(7) 暴力団関係資料の提供等

県下における地域、職域の暴排団体が主催する大会、協議会、研修会等の暴力団追放活動に物的支援をするため、暴追センターが作成又は購入等した資料の提供や、反社対応DVDの貸出等の協力支援をした。

ア 暴力追放関連資料の作成等

- | | | |
|--------------|-----|--------|
| ○ 暴排リーフレット | 作成数 | 2,000部 |
| ○ 暴力団情勢と対策 | 購入数 | 3,000部 |
| ○ 反社対応DVDの貸出 | 貸出数 | 17件 |
| ○ 参考書籍 | 貸出数 | 3件 |

イ 提供先

- 地域住民で結成された組織が主催する暴力追放住民大会参加者
- 職域別で結成している暴排協議会等構成員
- 企業・団体等の研修会等参加者
- 不当要求防止責任者講習受講者
- 長野県警察
- 賛助会員 等

3 暴力相談事業

(1) 暴力追放相談委員活動の推進

常勤の暴追センター役職員2名及び非常勤の組織犯罪対策課員1名、長野県弁護士会民事介入暴力対策委員会(以下「民暴委員会」と記載)所属の弁護士5名を暴力追放相談委員に委嘱して、面接、電話、文書及びインタ

ーネットにおいて、

- ・暴力団に関する困りごと相談への助言
- ・少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・暴力団組織から離脱する意志を有する者への支援活動

等を行い、早期解決を図った。

ア 相談件数 1, 532 件

イ 主な相談内容

- ・競売物件を落札した以降も元の所有者が、「自分は暴力団と関係がある」旨公言した上で、未だに立ち退いてくれないが、どう対応したらいいか。
- ・数年前に友人の手形の裏書をしたところ、最近になって暴力団員だと風評のある者が、手形金の取り立てに来ている。
- ・マンションの屋根の塗装工事をしたが、所有者から手抜きしたとか工事資材で車が傷ついた等と慰謝料や修理代を請求されている。
- ・事業者が取引等の相手方が暴力団員等ではないことを確認するなど条例上の義務の履行に資するための相談 等

(2) 顧問弁護士による初回無料相談の実施

暴迫センターで受けた相談のうち、弁護士対応が必要な事案については、暴迫センター顧問弁護士による初回無料相談を早期に実施し、解決を図った。

ア 相談件数 4 件

イ 相談内容

- ・前妻との間の子供の養育費を滞納したところ、不良が取り立てにきたため、知り合いの暴力団員に間に入ってもらった。しかし、この暴力団員から、何かと理由を付けられてはお金を無心されている。
- ・会社の資金繰りに困り、地元の後輩の暴力団員からお金を融通してもらったが、次第に返済のめどがたたなくなった。今は逃げ回っているものの、このままでは家族等に追い込みがかかってしまう。
- ・知人を通じて暴力団員から高利でお金を借りたが、いくら返しても残金は減らず、しまいには借りてもいないお金の返済までも求められている。
- ・暴力団組織から逃げるために地元を離れて就職したが、組長からお金を借りているので、その借金を返して完全に縁を切りたい。

(3) 暴迫センター役職員等による出張相談の実施

相談者の便宜を図るため、必要に応じて暴力追放相談委員が相談者の希望する場所へ赴き、無料で相談を受け、早期解決を図った。

- ア 相談件数 4件
- イ 相談内容
初回無料相談と同じ

(4) 三者（県弁護士会・県警・暴追センター）連携による活動

- ア 三者協定に基づくプロジェクトチームの結成
暴力団等の反社会的勢力が悪質化・巧妙化して変貌する民事介入暴力事案に対し、県弁護士会、県警及び暴追センターによる三者協定に基づくプロジェクトチームを結成し、連携強化による早期解決を図る。
* 対象事案なし。
- イ 長野県弁護士会民事介入暴力対策委員会への参画
定期的に開催される民事介入暴力対策委員会（通称：民暴委員会）に参画して三者間の意思の疎通を図り、懸案事項の打開策等を研究した。
開催日 5月21日（火） ほか 4回
開催場所 長野市 「長野県弁護士会館」

4 離脱者援助事業

(1) 暴力団離脱者に対する社会復帰支援の実施

組織から離脱した元暴力団員を支援するとともに、暴力団からの離脱意識の高揚を図り社会復帰させるため、県警社会復帰アドバイザーをはじめ関係行政機関、民間団体との連携を図った。

- 実施件数 1件
* 暴力団組織から逃走するため、着の身着のまま職場から直接警察に相談に行き、離脱支援を受けたが、地元を離れ就労しようにもあてがないとの相談を受け、社会復帰対策協議会登録の協賛企業に就職させた。

(2) 長野県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催等

組織から離脱した又は離脱したい暴力団員を支援するため、暴力団からの離脱後の社会復帰させるための支援として、県警を始めとした関係行政機関、民間団体との連携を図った。

具体的には、暴追センターが事務局となっている長野県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を開催する等、関係機関・団体が協力して暴力団から離脱した元暴力団員の更生援護活動を推進した。

- 長野県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催
開催日時 1月20日（月）午後1時30分から午後3時まで
開催場所 長野市 「ホテル信濃路」
* 元暴力団離脱者を雇用した協賛企業の代表者等からの講演を実施

し、離脱者を雇用した場合の実態、問題点を踏まえての今後のあり方を検討した。

○ 広域連携協定への加入

今まで暴力団離脱者に対する就労支援は県単位で取り組んできたが、福岡県が中心となり、他県と協定を結ぶことにより県の枠を超えて就労先を斡旋することができる制度を確立したことから、3月1日付けで加入した。（39都道府県が加入、R7.4月現在）

(3) 暴力団離脱者雇用協賛企業の募集等

暴力団から離脱した元暴力団員を雇用することが可能な協賛企業を募集するとともに、協賛企業に対して暴追センター作成の機関誌を送付する等、暴排意識の高揚を図った。

○ 協賛企業登録数 10社（前年度協賛企業8社）

*令和6年中に6社脱退、8社加入。

(4) 暴力団離脱者雇用給付金の支給

暴力団から離脱した元暴力団員を雇用した会社等を支援するため、雇用先に給付金を支給した。

○ 給付時期及び給付金額

- ・ 雇用後、継続して3か月経過 5万円
- ・ 更に継続して雇用後、6か月経過 5万円

○ 実施件数 1件

* 諏訪地方の暴力団組織から離脱した元暴力団員を雇用した長野市内の協賛企業に対して、雇用後3カ月が経過したことから5万円を支給した。

5 受託事業（不当要求防止責任者講習）

長野県公安委員会からの委託を受けて、県下各地の企業・官公署等の不当要求防止責任者に対し、暴力団等反社会的勢力からの不当な要求に対する被害防止を図るための具体的対応要領について、

- ・ 反社対応アラカルト 作成数 2,000部

やレジュメに基づいて講習を行った。

○ 実施回数 47回 受講者数 1,628名

（内、行政対象 7回 受講者数 237名）

6 被害者保護救済事業

(1) 暴力団事務所使用差止請求

暴力団の事務所付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害され

ることを防止するため、付近住民等からの委託を受けて暴迫センターが原告となり、暴力団組事務所の使用差止請求を行う。

* 発生案件なし。

(2) 民事訴訟費用の貸付

暴力団員から受けた被害にかかる損害賠償請求訴訟等を提起した当事者に対し、一定限度額の訴訟費用を無利子で貸付け、民事訴訟による解決の促進を図る。

○ 限度額 30万円

* 発生案件なし。

(3) 損害費用の貸付

暴力団員から物的被害を受けた当事者に対し、一定限度内で被害修復費用を無利子で貸付け、応急的財政支援をする。

○ 限度額 1件につき10万円以上100万円以内

* 発生案件なし。

(4) 契約解除費用の貸付

暴力団員との間の賃貸借契約、売買契約を解除しようとする当事者に対し、一定限度内で必要費用を無利子で貸付け、財政支援をする。

○ 限度額 相当と認められる金額

* 発生案件なし。

(5) 暴力団犯罪被害者給付金の支給

暴力団員による傷害事件の被害者で、給付金の支給が相当と認められる者に対して、被害程度に応じて給付金を支給する。

○ 給付対象及び給付金額

- ・ 被害程度が全治1週間以上2週間未満のもの 2万円
- ・ 被害程度が全治2週間以上1か月未満のもの 3万円
- ・ 被害程度が全治1か月以上のもの 5万円

* 対象となる傷害事案は1件発生したが、被害者の適格性に欠けたため支給するに至らなかった。

7 暴力団調査研究事業

警察が暴力団関係者の検挙の際に行う広報を基に集積された暴力団関連情報を全国暴力追放運動推進センターに申報し、データベースとして活用するほか、暴力追放相談委員等が入手した各種情報を集約し、資料化を図ることにより、暴力相談活動、暴力追放活動等に活用し、被害の未然防止や被害回

復等に寄与する。

- 全国暴追センターへの提供データ 4件(7名)

8 その他

(1) 協力支援事業以外の主な会議への出席

- ア 全国暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会
 - ・ 開催日 4月25日(木)
 - ・ 開催場所 東京都港区 「東京ガーデンパレス」
 - ・ 内容 講演・活動事例報告等
- イ 民事介入暴力対策全国拡大協議会福岡
 - ・ 開催日 7月12日(金)
 - ・ 開催場所 福岡県福岡市 「オリエンタルホテル福岡博多」
 - ・ 内容 講演、パネルディスカッション等
- ウ 関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会
 - ・ 開催日 9月11日(水)
 - ・ 開催場所 埼玉県さいたま市 「さいたま新都心合同庁舎」
 - ・ 内容 暴力追放功労団体の表彰、活動状況報告等
功労団体 (公社)長野青年会議所
功労者 宮澤 幸平氏(弁護士)
(暴力追放長野県民大会の席上で表彰)
- エ 関弁連管内民暴関連委員会正副委員長合会民暴研修会
 - ・ 開催日 9月17日(火)
 - ・ 開催場所 東京都千代田区 「法曹会館」
 - ・ 内容 基調報告等
- オ 全国暴力追放推進センター専務理事・事務局長研修会
 - ・ 開催日 9月25日(水)
 - ・ 開催場所 東京都文京区 「東京ガーデンパレス」
 - ・ 内容 講演・活動事例報告等
- カ 暴力団追放群馬県大会
 - ・ 開催日 11月8日(金)
 - ・ 開催場所 群馬県高崎市 「高崎芸術劇場」
 - ・ 内容 表彰、講演等
- キ 全国暴力追放運動中央大会
 - ・ 開催日 11月21日(木)
 - ・ 開催場所 東京都港区 「明治記念館」
 - ・ 内容 暴力追放功労者・団体の表彰等
功労者(銀章) 長瀬 孝浩氏(弁護士)
功労者(銅章) 宮澤 幸平氏(弁護士)

功勞職員 横尾 俊彦 氏 (前専務理事)

ク 関東弁護士会連合会民暴研修会

- ・ 開催日 12月26日(木)
- ・ 開催場所 東京都千代田区 「弁護士会館」
- ・ 内容 講演、弁護団報告、パネルディスカッション等

(2) 組織運営に係わる会議等の開催

ア 臨時理事会(書面表決)

- ・ 議決日 4月8日(月)
- ・ 議案内容 臨時評議員会の開催

イ 臨時評議員会(書面表決)

- ・ 議決日 4月19日(金)
- ・ 議案内容 評議員、理事、監事の選任

ウ 監事監査

- ・ 議決日 4月23日(火)
- ・ 開催場所 長野市 「センター相談室」
- ・ 議案内容 令和5年度事業報告及び収支決算報告の監査

エ 第1回理事会

- ・ 議決日 5月13日(月)
- ・ 開催場所 長野市 「ホテル信濃路」
- ・ 議案内容 令和5年度事業報告及び収支決算報告の承認等

オ 定時評議員会

- ・ 議決日 6月3日(月)
- ・ 開催場所 長野市 「ホテル信濃路」
- ・ 議案内容 令和5年度事業報告及び収支決算報告の決議等

カ 臨時理事会(書面表決)

- ・ 議決日 6月11日(火)
- ・ 議案内容 理事長、専務理事の選任

キ 臨時理事会(書面表決)

- ・ 議決日 8月13日(火)
- ・ 議案内容 臨時評議員会の開催等

ク 臨時評議員会

- ・ 議決日 8月30日(金)
- ・ 議案内容 評議員、理事の選任

ケ 第2回理事会

- ・ 議決日 3月13日(木)
- ・ 開催場所 長野市 「ホテル信濃路」
- ・ 議案内容 令和7年度事業計画及び収支予算の承認等

(3) 組織運営に係わる外部による監査等の受監

ア 令和5年度団体補助金事業実績報告書の審査及び現地調査

(県警察本部会計課)

- ・ 実施日 4月9日(火)
- ・ 場所 長野市 警察本部(県庁9階会議室)
- ・ 実施内容 暴追センターの補助対象事業及び経理状況等